

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)新岩屋・新尻労
風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和3年1月8日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業環境影響評価準備書」について、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 青森県下北郡東通村
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出 力 : 最大51,750kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成26年12月5日
環境大臣意見受理	平成27年2月19日
経済産業大臣意見発出	平成27年2月27日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年8月1日
住民意見の概要等受理	平成28年10月5日
青森県知事意見受理	平成29年1月5日
経済産業大臣勧告発出	平成29年1月25日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和2年4月16日
住民意見の概要等受理	令和2年6月16日
青森県知事意見受理	令和2年9月30日
環境大臣意見受理	令和2年10月12日
経済産業大臣勧告発出	令和3年1月8日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内
電話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

本事業の対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下、「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種（以下、「国内希少種」という。）に指定されているオジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ユーラス岩屋ウインドファーム、ユーラス尻労ウインドファーム及び隣接するユーラス北野沢ウインドファーム（以下「既存の3発電所」という。）において、オジロワシ及びクマタカその他の鳥類がブレード等に衝突した可能性がある死骸が確認されている。

本準備書については、計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見（平成27年2月19日）及びそれを踏まえた経済産業大臣意見（平成27年2月27日）にて、「風力発電設備の配置計画の作成及び環境保全措置の検討を行うに当たっては、既存の3発電所での死骸確認事例を基に鳥類の衝突事故の原因等の検証を行った上で、風力発電設備への鳥類の衝突事故による重大な影響を回避するよう行うこと」、「オジロワシ、オオワシ等の冬季の生息状況の把握については、専門家等の助言を聴取した上で、生息有無や飛翔状況等の調査の適切な方法及び内容を検討すること」等を求めていたところである。しかしながら、①既存の3発電所での死骸確認事例を基に鳥類の衝突事故の原因等の検証が不十分であり、②オジロワシ、オオワシ等の冬季の生息状況の把握については、12月及び1月に調査を実施しなかったこと、③クマタカの死骸確認事例を本準備書に記載していないことから、計画段階環境配慮書に対する主務大臣の意見を勘案した調査、予測及び評価が行われているとは言い難い。このため、風力発電設備の配置等の検討の際に重大な影響を十分に回避・低減するため、今後さらなる検討を進めることが必要不可欠である。

(1) 事業計画の見直しについて

2.(1)、(2)及び(3)の調査結果並びに今後の検討を踏まえ、風力発電設備の規模又は配置の変更等の事業計画の見直しを行う場合には、その結果に応じて、騒音、風車の影等について予測及び評価を再度実施し、環境保全措置を検討・実施すること。

(2) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観

的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

エ 対象事業実施区域の周辺においては、他の事業者による環境影響評価手続が終了若しくは手続中の風力発電事業が計画されている。他の事業との累積的な影響に係る事後調査及び環境監視の実施に当たっては、他の事業者と情報を共有するよう努めるとともに、必要に応じて合同での調査を実施すること等により、累積的な影響を最大限把握すること。

オ 他の事業者から累積的な影響の予測又は評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2. 各論

○鳥類に対する影響

本事業の対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているオジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されており、オジロワシ及びクマタカその他の鳥類がブレード等に衝突した可能性がある死骸が確認されていることから、本事業の実施に伴う鳥類の風力発電設備への衝突や移動の阻害等による重大な影響が懸念される。このため、本事業の実施による影響を回避または低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- (1) オジロワシ、オオワシ等の冬季の生息状況の把握については、評価書の作成までに、専門家等の助言を聴取した上で、12月及び1月を含む冬季の生息有無や飛翔状況等について適切かつ確実に調査を実施すること。
- (2) バードストライクの発生を低減するために、専門家からの意見等を基に既に発生しているオジロワシ及びクマタカのバードストライクの発生要因について、評価書の作成までに、確実に検証を行うこと。
- (3) (1) 及び (2) の結果を踏まえ、風力発電設備の配置を再検討し、稼働調整、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置等の対策を講ずること。
- (4) 鳥類の風力発電設備への衝突事故や移動経路に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性を伴うことから、稼働後のバードストライクの有無及び渡り鳥の経路に係る事後調査を適切に実施するとともに、衝突事故や移動の阻害等、希少猛禽類等の重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

- (5) 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。
- (6) バットストライク及びバードストライクに関する事後調査については、死骸の見落としや他の動物の持ち去りによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度で調査すること。
- (7) 事業実施区域の近傍において営巣が確認されているハイタカについて、工事騒音による影響が繁殖に影響を及ぼすおそれもあることから、複数の専門家から意見を聴取した上で、営巣への影響予測を適切に行うこと。
- (8) イスカについて、ブレード等へ衝突する可能性については、複数の専門家から意見を聴取した上で再度検討し、必要な環境保全措置を検討すること。

○魚類に対する影響

現地調査においてウツセミカジカ（環境省レッドリスト：絶滅危惧ⅠB類、青森県レッドデータブック(2020年版)：ランクB)が確認されていることから、本種を重要な魚類（現地調査）に追加するとともに、本種への影響予測を適切に行うこと。

○生態系に対する影響

生態系の調査地点選定に当たっては、環境類型ごとに定量性が担保できるように地点選定を行い、予測及び評価を行うこと。

○風車の影に対する影響

対象事業実施区域周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果において、事業者が参考とした参照値を複数地点において超過している。

このため、適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。